

第7回 輸出入申告データを活用した共同研究 に関する有識者会議

財務省

令和5（2023）年6月16日

検討事項

1. ガイドライン・利用規則等の改正

1. ガイドライン・利用規則等の改正

ガイドライン・利用規則等の改正について①

■ 主な改正点

● 分析結果等の利用場所の緩和

ガイドライン第3の2(3)においては、②で分析結果等の利用場所を申出書に記載した日本国内の自己の所属機関が管理する場所のみに限定し、③で②の例外を定めている。この点、

- 分析結果等の持ち出し審査は、当該分析結果等の公表まで見越して実施しており、個別の輸出入業者の秘密保護について問題がないことを丁寧に確認したデータのみ持ち出しを行っているため、分析結果等に関する情報管理上のリスクは小さいこと
- 共同研究者から、研究の効率性を高めるため、自宅や国内外の出張先等からリモートによりクラウドにアクセスしたうえで分析結果等を利用したいとの意見が表明されている

こと等から、第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせないこと等を条件に利用場所に関する規程を緩和することとしたい。

【改正前】 ②分析結果等については、申出書に記載した利用場所においてのみ利用可能とする。なお、利用場所は、日本国内の自己の所属機関が管理する場所とし、利用にあたっては、第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせないこととする。

③分析結果等について、利用者が、②に規定する場所以外での利用を申し出た場合、財務省は、必要に応じ事前に管理状況について監査を実施した上で、②に規定する場所に替え、②に規定する場所と同等程度の管理が可能と認められる場所において、利用することが相当と認められる場合には、利用を認めることができる。

【改正後】 ②第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせないこと

③分析結果等を利用、保管及び管理をしている端末等については、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じること

ガイドライン・利用規則等の改正について②

■ 主な改正点

- 別紙「標準的なチェック内容」を満たさない場合の個別確認の手続きを明記

「標準的なチェック内容」を満たさない場合であっても、財務省の行政目的の達成に資する研究を遂行する観点から、分析結果等の持ち出しを認めても問題がない場合もある。このため、第3回 有識者会議(令和4年6月21日)での議論に基づき、必要に応じて、個別の輸出入業者の識別や輸出入申告データから得られる情報の取得が可能とならないことを個別に確認した上で、分析結果等の持ち出し及び研究等の成果の公表を可能とする手続きを設けていたところ、ガイドライン上もこれを明記する。

【改正後】※太字下線部を追記

「ガイドライン別紙 分析結果等に関する標準的なチェック内容」

以下の表1及び表2は、分析結果等に関する標準的なチェック内容を定めたものである。個票データの利用者は、個票データの利用に付随して分析結果等を利用するに当たり、原則として、当該分析結果等が表1の内容を満たすこと、表1の内容を満たさない場合には、表2に例示する方法その他の方法により秘匿措置を講ずることが求められる。ここで、分析結果等が「内容を満たす」とは、分析結果等が該当する表1の「チェック内容」に記載する全ての事項を満たす場合をいう。但し、分析結果等が表1の内容を満たさない場合であっても、共同研究の目的達成のため真に必要があると財務省が認めるときは、個票データの利用者の申出により、財務省は個別に審査を行ったうえで、当該分析結果等の持ち出しを認めることができる。

(参考)分析結果等及び研究等の成果の公表に関する手続き

第3回有識者会議(令和4年6月21日)事務局説明資料より

「標準的なチェック内容」の取扱い

- ガイドラインの別紙においては、「分析結果等に関する標準的なチェック内容」が定められ、原則として、分析結果等が表1の内容を満たすことが求められている。
- ただし、表1の内容をすべて満たさない場合であっても、個別の輸出入業者の識別や輸出入申告データから得られる情報の取得が可能とはならない場合も想定される。
- 財務省の行政目的の達成に資する分析結果等の持ち出し及び研究等の成果の公表に当たり、必要に応じて、個別の輸出入業者の識別や輸出入申告データから得られる情報の取得が可能とならないことを、個別に確認した上で分析結果等の持ち出し及び研究等の成果の公表を可能とする手続きを設ける。

ガイドライン・利用規則等の改正について③

■ 主な改正点

● 別紙「標準的なチェック内容」における寄与度要件の緩和

原則として、度数表、数量表等においては、以下の4つの要件

- ①調査客体が1以上10未満でないこと
- ②上位1客体の寄与度が70%以上でないこと
- ③上位2客体の寄与度が85%以上でないこと
- ④行計又は列計の90%超を占めるセルがないこと

全てを満たすことが求められているところ、個別の輸出入業者の秘密保持の観点からは、一般的に、10客体以上(①)を満たすデータであれば、第三者から個者の情報を識別されるリスクは低いと考えられ、この場合、②～④の要件を必須の確認事項とする必要性は大きい。

一方で、客体数が10未満である場合などに、特定の個社が大きな寄与度を持つケースでは、個社が特定されないよう慎重な確認を行う必要があることから、①の確認を必須としつつ、②～④については①を満たさない等、財務省が個別に必要と判断する場合には、確認を行うように修正。(特に②及び③については、①を満たさない場合には確認する必要性が高いと整理。)

ガイドライン・利用規則等の改正について④

■ その他の改正点

● ガイドライン

- 第5の6(1)⑥及び第9の1(1)⑦について、分析結果等の利用場所の緩和に伴い修正
- 第11②(成果物の公表における情報公開法上の不開示情報)において、同法第5条第6号のみが対象となっているが、同法第5条の不開示事項全般が対象となるよう修正
- 第12の1(1)(利用実績報告書の扱い)について、利用規約においては、研究が終了した後に利用実績報告書を提出することになっているところ、ガイドライン上も同報告書の取扱いを利用規約に合わせるように修正

● 利用規約

- ガイドラインの改正に伴う改正(第3条第3項第3号、第6条第7号)

※その他体裁等の軽微な変更については記載を省略